

資料 2-2

本市における障害者差別解消支援地域協議会のあり方について

1 法施行後 1 年間における障害を理由とする差別に関する相談の状況

【静岡県内の相談状況】

区 分	不当な差別的取扱い		合理的な配慮の不提供		その他		計	
	件 数	うち県分	件 数	うち県分	件 数	うち県分	件 数	うち県分
福祉サービス	2	1			1		3	1
医療	5	3	1				6	3
商品販売サービス	8	1	8	2			16	3
労働及び雇用	6	3	2		2	2	10	5
教育	4		2	1			6	1
建築物の利用	6	3	3		1	1	10	4
交通機関の利用	6	2	1		1		8	2
不動産取引	2	1					2	1
情報の提供			1				1	
意思表示の受領	1						1	
行政	4	2	15	2	2	1	21	5
その他			2	1	17	10	19	11
計	44	16	35	6	24	14	103	36

■具体的な差別があった事案以外に事前の相談があった場合や、県と市町で同一の相談を二重にカウントしている場合が含まれており、実数はより少ない。

■市内では、8 件の相談に対応し、県に報告している。

■相談窓口の対応としては、①相談の傾聴、②法の趣旨、判断基準等の説明、③相談窓口の紹介、④事業者への連絡の 4 つに大別される。

当事者間の対話の斡旋・仲介を行ったケースはなかった。

また、事業者に対して継続的に対応の改善を求めなければならないケースはなかった。

■平成 29 年度から県が「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定し、相談対応を行っている。

相談の状況から、本市においても同等の状況を直ちに整備する必要性は低いものと判断する。

2 政令市における地域協議会の状況

(1) 役割

役割の内容	政令市の数 (割合)
紛争の防止・解決を図る事案の共有	17 (85%)
相談事例の共有	20 (100%)
相談体制の整備	16 (80%)
障がい者差別解消に資する取組の共有・分析	17 (85%)
構成機関等による紛争解決の後押し	9 (45%)
差別解消の取組の周知・発信、研修・啓発	15 (75%)
個別の相談事案に対する対応	2 (10%)

(2) 権限

権限の内容	政令市の数 (割合)
報告徴収	0 (0%)
助言	4 (20%)
指導	0 (0%)
勧告	0 (0%)
斡旋	0 (0%)
調停	0 (0%)
仲裁	0 (0%)
権限がない	14 (70%)

(3) 構成員に占める障がい者の割合

区分	障がい者の人数 (割合)
0%	1 (5%)
1～10%	4 (20%)
11～20%	9 (45%)
21～30%	3 (15%)
30%以上	2 (10%)
一定でない	1 (5%)

■政令市のうち、4市では地域協議会がなんらかの権限を有しているが、「個別の相談事案に対する対応」については2市しか行っていない。

3 本市における障害者差別解消支援地域協議会のあり方に係る提案

(1) 静岡市障害者施策推進協議会の委員を中心に、課題解決に必要な委員15名で構成する。

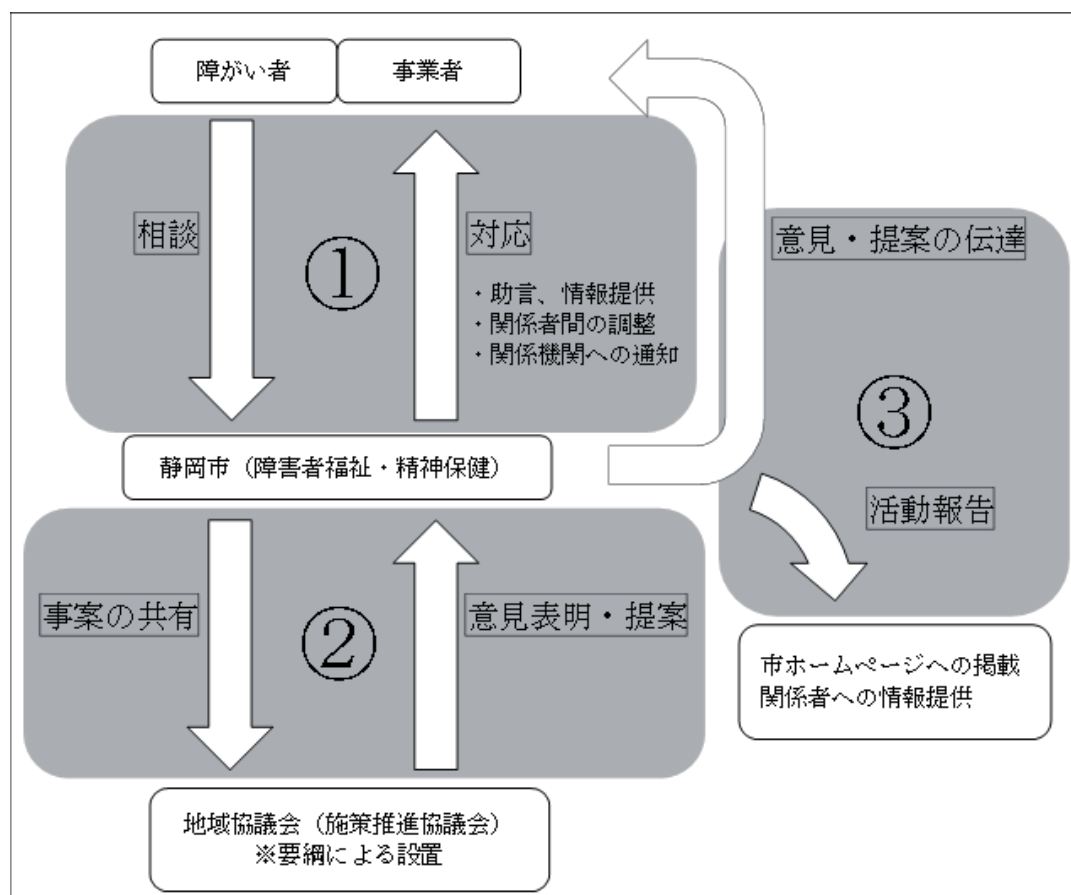
	組織	分類
1	市民（一般、障がいのある方、当事者家族 等）	公 募 委 員
2		
3		
4	静岡商工会議所	市 内 事 業 者
5	交通事業を実施する法人等	
6	不動産事業を実施する法人等	
7	障害福祉サービス事業を実施する法人等	
8	静岡市（静岡・清水）医師会	
9	静岡市民生委員児童委員協議会	関 係 機 関 団 体 等
10	静岡市自治会連合会	
11	一般社団法人 静岡県社会福祉士会	
12	特定非営利活動法人 静岡市障害者協会	
13	静岡県弁護士会 障害者・高齢者総合支援センター	
14	学識経験者	学 識 経 験 者
15	学識経験者	

(2) 地域協議会が担う事務は、以下の5つとする。

- ① 紛争の防止・解決を図る事案の共有
- ② 相談事例の共有
- ③ 相談体制の整備
- ④ 障がい者差別解消に資する取組の共有・分析
- ⑤ 差別解消の取組の周知・発信、研修・啓発

(3) 地域協議会は、個別の相談事案に対して助言・あっせん等を行う権限を有しない。
個別の相談への対応は、市所管課が行うこととする。

ただし、市は、地域協議会における「相談事例の共有」を通じた議論の中で、各委員から挙げた意見について、相談に係る者に伝達するものとする。



※ 現状、個別の相談事案について、助言・あっせん、勧告及び公表等ができる権限を有して対応する必要性・緊急性はないものと判断する。また、どのような権限や相談対応の体制を構築することが望ましいか判断する材料がない。

当面の間、権限に基づく対応が必要な場合は、「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」により対処することとするが、今後の状況によっては、本市においても条例制定等により権限を設ける必要性について検討していく。